

(別 添)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（案） について

1. 改正の背景

近年の排出ガス規制の強化に対応するため、排出ガス発散防止装置として尿素選択還元型触媒システム（以下「尿素SCR」という。）やディーゼル微粒子除去装置（以下「DPF」という。）を搭載したディーゼル自動車が開発・販売されており、今後、平成21年排出ガス規制（ポスト新長期規制）が適用されることに伴い、尿素SCR及びDPFの搭載された自動車が増加することが予想されます。

尿素SCRは、排出ガス中に還元剤である尿素水を噴霧し、触媒の化学反応で窒素酸化物（NO_x）を低減させるものですが、その機能を適切に発揮させるためには、自動車ユーザによる適切な尿素水の補給が必要となります。

これに対して、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）では、排出ガス発散防止装置については、「原動機の作動中、確実に機能するものであること。」と定められていますが、尿素SCRの機能を適切に発揮させるために、同システムの機能維持に関する要件を明確化することを予定しています。

2. 改正の内容

・排出ガス発散防止装置の機能維持規定の一部変更

①近年開発された排出ガス発散防止装置である尿素SCRやDPFに関して、これら装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものは、基準に適合しない旨の明確化を行う。

（細目告示第41条第2項、第119条第2項及び第197条第2項）

②排出ガス発散防止装置としての機能を発揮するために、還元剤等を補給する必要がある構造装置に関して、所要の補給がなされていないものは、基準に適合しない旨の明確化を行う。

（細目告示第41条第2項、第119条第2項及び第197条第2項）

3. スケジュール

公布日：平成20年秋頃（予定）

施行日：公布の日（予定）